

令和元年 9 月議会

生活環境委員会 議案説明資料

議案第84号

福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

・・・・・・・・ 1 頁

令和元年 9 月20日

交 通 局



議案第 84 号 福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要

第 1 改正の理由

地方公務員法の一部改正により、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに伴い、所要の改正を行う必要があるによる。

第 2 改正の内容

地方公務員法の一部改正により、成年被後見人等（成年被後見人及び被保佐人）に係る欠格条項が削除されることに伴い、関係する規定の整備を行うもの。

第 3 施行期日

令和元年12月14日から施行する。

【参考:地方公務員法の一部改正】（令和元年12月14日施行）※関連改正部分のみ抜粋

現 行	改 正 後
<p>(欠格条項)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <p><b>(1) 成年被後見人又は被保佐人</b></p> <p><u>(2)～(5)</u> 略</p> <p>(降任、免職、休職等)</p> <p>第28条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 職員は、第16条各号（<u>第3号</u>を除く。）の<u>一</u>に該当するに至つたときは、条例に特別の<u>定</u>がある場合を除く<u>外</u>、その職を失う。</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <hr/> <p><u>(1)～(4)</u> 略</p> <p>(降任、免職、休職等)</p> <p>第28条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 職員は、第16条各号（<u>第2号</u>を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、条例に特別の<u>定め</u>がある場合を除く<u>ほか</u>、その職を失う。</p>

# 福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 の一部を改正する条例案 新旧対照表

【下線部分が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日に在職する職員並びにそれぞれその日前1月以内において退職若しくは<u>地方公務員法第16条第1号に該当した場合の同法第28条第4項の規定による失職</u>又は死亡(次条において「退職等」という。)をした職員で規程で定めるものに対して支給する。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当の全部又は一部の支給を制限することができる。</p> <p>(1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(<u>同法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>)をした者</p> <p>(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第11条の規定に該当し退職させられた者</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日に在職する職員並びにそれぞれその日前1月以内において退職_____</p> <p>_____又は死亡(次条において「退職等」という。)をした職員で規程で定めるものに対して支給する。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当の全部又は一部の支給を制限することができる。</p> <p>(1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職_____をした者</p> <p>(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第11条の規定に該当し退職させられた者</p>

